

令和4年 輸出入検疫中に摘発された監視伝染病とその措置状況

農林水産省 動物検疫所

畜産物の輸出入検査の結果、家畜伝染病予防法第46条に基づき監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染されているおそれのあるものについては、家畜伝染病予防法第46条に基づき消毒、焼却、埋却の措置を実施している。令和4年における措置状況は、以下のとおりである。

(1) 消毒措置状況

(単位：件、kg)

区分		種類	骨類		皮類		毛類		その他※		計	
			件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量
消毒方法	ホルマリンガス	141	2,419,810	19	12,175	805	2,564,394	3	165	968	4,996,543	
	硫化ソーダ											
	次亜塩素酸ソーダ	21	4,149	85	4,210,591	24	481	10	781	140	4,216,003	
	酸化エチレンガス											
合計			162	2,423,959	104	4,222,766	829	2,564,875	13	15,634	1,108	9,212,546

注1) ※：「その他」は、肉類、臓器類、卵類、ミール類、その他の畜産物等の数値を合計したもの。

注2) 表中、空欄については実績のなかったことを示す。

(2) 輸入禁止品等の措置状況

(単位：件、kg)

区分		輸送形態	船舶貨物		航空貨物		携帯品		郵便物		計	
			件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量
	返送	45	358,574	655	8,332	11	54	37	47	748	367,006	
	焼却	968	218,821	578	50,879	54,344	35,663	53,079	86,542	108,969	391,905	
	埋却											
合計			1,013	577,394	1,233	59,211	54,355	35,718	53,116	86,589	109,717	758,911

注1) 表中、空欄については実績のなかったことを示す。

注2) ギャベージは含まない。

注3) kg未満は四捨五入した。このため、見かけ上表中の計が異なる箇所がある。